

答申第 566 号

平成 24 年 2 月 23 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治 殿

神奈川県情報公開審査会  
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求に係る処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 23 年 7 月 15 日付けで諮問された県道整備事業に係る文書公開の件（その 2）（諮問第 617 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

不服申立人が請求した内容に合致する行政文書の存在を示すような特段の事情は認められない。

実施機関は、公開請求の対象となる行政文書として、不服申立人の所有地に隣接する赤道の幅員が6尺である旨が記載されている文書及び実施機関が当該赤道の幅員を6尺であると判断するために参考とした図面の両者を特定した上で、改めて諾否の決定を行うべきである。

## 2 不服申立てに至る経過

- (1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成23年4月21日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、特定の決定書（以下「前回決定書」という。）に記載された「県道上の特定の土地に隣接する赤道（以下「本件赤道」という。）の幅員（以下「本件幅員」という。）が6尺（約1.8m）であることを記載した書類は保管している」とした書類（以下「本件請求対象文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成23年5月2日付けで、本件幅員が6尺であると判断するために参考とした3枚の図面（以下「本件図面」という。）を本件請求対象文書として特定した上で、本件図面の全部を公開する決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 不服申立人は、本件図面は本件請求対象文書ではないとして、平成23年5月30日付けで知事に対して、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるといふ趣旨の不服申立てを行った。

## 3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

- (1) 本件請求対象文書は、不服申立人の所有地に隣接する本件赤道の幅員が6尺である旨が記載されている文書（以下「本件行政文書」という。）である。
- (2) 実施機関は、本件赤道より旧藤野町側の赤道（以下「藤野赤道」とい

う。)と旧相模湖町側の赤道(以下「相模湖赤道」という。)は連続しているから、本件幅員は6尺であると説明している。しかし、本件図面からは、藤野赤道と相模湖赤道(以下「両赤道」と総称する。)が連続しているとは読み取れないから、本件幅員は6尺であるとはいえない。

(3)したがって、実施機関が公開した本件図面は本件請求対象文書ではないから、本件処分は誤りである。

4 実施機関(県土整備局厚木土木事務所津久井治水センター)の説明要旨  
実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件図面について

本件図面は、特定の測量図面(以下「測量図面」という。)を作成する際に参考とした図面であり、測量図面は本件幅員が6尺であることを前提に作成されている。

赤道の幅員は、絵図上の幅員の記載又は絵図の縮尺を基に判断しており、本件幅員に関する判断資料は、登記所及び旧町役場に保管されていた図面がすべてである。

旧相模湖町には幅員を記載した図面は存在しなかったことから、本件赤道が記載されている公図にスケールを当ててその幅員を測り、図面上は連続していないが現況では連続している藤野赤道に係る6尺との記載も参考に、本件幅員が6尺であると判断し、測量図面を作成した。

(2) 本件請求対象文書の特定について

本件請求に係る請求書には、前回決定書に記載がある「第3 知事の説明の要旨の1 本件赤道の幅員が6尺(約1.8m)であることを記載した書類は保管しているとした書類」と記載されている。

前回決定書において保管していると説明した書類は、本件図面である。

また、登記所及び旧町役場に保管されていた本件幅員に係る図面はすべて探索したが、不服申立人が求める本件行政文書の存在は確認できなかった。

前記の経緯から、不服申立人は、実施機関が本件幅員は6尺であると判断した根拠となる文書を請求していると解釈し、測量図面を作成する際に参考とした本件図面を特定した。

## 5 審査会の判断理由

### (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

なお、不服申立人は、実施機関が本件幅員を6尺と判断した根拠の妥当性について疑義を表明し、不服申立人自身が入手した資料と本件図面とを比較衡量した上で、当審査会が見解を表明することを希望していると解される。

しかし、当審査会の調査審議は、条例に基づき、実施機関の行った行政文書の公開・非公開の判断の妥当性等について行うものであるから、実施機関の行った本件請求対象文書の特定及び本件行政文書が公開されなかったことについて判断する。

### (2) 本件請求対象文書の特定について

ア 不服申立人は、本件請求対象文書は本件行政文書であり、本件図面からは両赤道が連続しているとは読み取れないから本件幅員は6尺であるとはいえず、実施機関が本件図面を本件請求対象文書として特定したことは誤りであると主張している。

イ 実施機関は、本件請求に係る請求書に記載された文言及び本件請求の経緯から、不服申立人は実施機関が本件幅員は6尺であると判断した根拠となる文書を請求していると解釈して本件図面を特定したと説明しており、本件請求対象文書の特定について、実施機関と不服申立人の間で認識に相違があると認められる。

ウ 一方、実施機関は、登記所及び旧町役場に保管されていた本件幅員に係る図面はすべて探索したが、不服申立人が求める本件行政文書の存在は確認できなかったと説明しており、他に当該文書の存在を示すような特段の事情は認められない。

エ 請求対象文書の特定に当たって、請求者は必ずしも行政文書について詳細を把握しているわけではないため、実施機関には、請求書に記載された

文言のみに基づかず、請求者から特定に必要な事項を十分に聞き取る等の確認を行った上で、請求の趣旨を合理的に解釈することが求められていると考える。

実施機関は、本件請求対象文書の特定に当たり不服申立人の利益にかなうよう請求の趣旨を解釈し特定を行ったものと認められるから、本件図面を特定したこと自体は、不合理であるとまではいえない。

しかし、不服申立人が前記アのとおり主張していることについては、実施機関が不服申立人の真意を十分に汲み取れなかったものといわざるを得ず、本件処分については、本件請求の趣旨を十分に踏まえて本件請求対象文書の特定が行われたものとは認め難い。

オ したがって、当審査会としては、実施機関は再度、請求対象文書として本件行政文書及び本件図面を特定した上で、改めて諾否の決定を行うべきであると判断する。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成23年7月15日	○ 諮問
8月1日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
8月22日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
8月23日	○ 不服申立人に非公開等理由説明書を送付
9月1日	○ 不服申立人から意見書を受理
9月30日 (第111回部会)	○ 審議
10月13日	○ 指名委員により不服申立人から意見を聴取 ○ 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
10月24日 (第112回部会)	○ 審議
12月12日 (第113回部会)	○ 審議
1月23日 (第114回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
柿 崎 環	東洋大学法科大学院教授	
交 告 尚 史	東京大学大学院教授	会長職務代理者
沢 藤 達 夫	弁護士（横浜弁護士会）	
鈴 木 敏 子	横浜国立大学教授	部 会 員
西 津 政 信	東 海 大 学 教 授	部 会 員
東 玲 子	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
堀 部 政 男	一 橋 大 学 名 誉 教 授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成24年2月23日現在) (五十音順)